

第三次和歌山県消費者教育推進計画の進捗状況の概要について

施策 1 ライフステージや場の特性に応じた取組

(1) 学校等

①幼稚園、保育所、認定こども園

○幼児向け教材の確保・提供

令和元年度に作成した幼児期向け消費者教育教材「たいせつなくれよん」（紙芝居）の活用を進める。

令和５年度は、読み聞かせを実施する団体に対して、「たいせつなくれよん」の提供及び活用依頼を行った。

○事故に関する注意喚起情報の発信

公立幼稚園、私立幼稚園や認定こども園等に対して、こどもの事故防止に関する注意喚起情報の提供を行う。

令和５年度は、文部科学省やこども家庭庁等から情報提供のあった「玩具の新たな規制」、「こどもの事故防止週間」や「熱中症等の事故防止」について、注意喚起及び周知啓発を実施した。

②小・中・義務教育学校、高等学校、特別支援学校

○出前講座の実施

各学校による消費者教育を支援するため、教育委員会の協力を得て、専門講師を学校に派遣し、各生徒に合わせた授業を実施

令和５年度は、３８校９８クラスで実施。
令和６年度は、３８校８９クラスで実施予定。

○金融・金銭教育研究校の委嘱

研究校に対して、金融広報アドバイザーの講師派遣、授業で用いる教材・資料等の提供、授業の実践事例等の紹介を行うほか、研究・実践に必要な費用の一部を助成する。

令和５年度は、新規で高等学校１校へ委嘱。

○新学習指導要領の着実な実施と消費者教育の実施

消費者教育の内容の充実が図られている新学習指導要領へ円滑な移行を行う。

令和5年度は、令和6年度に新学習指導要領が、高等学校全日制課程において、全学年で実施される事を念頭に、授業における消費者教育の推進のため、学校訪問等を通じて各教科の教員に働きかけた。

○成年年齢引下げ特設サイトの運営

成年年齢引下げにより消費者被害の増加が懸念される若者への消費者被害の未然防止を図るため、起こりやすい消費者トラブル事例などを掲載した特設サイトを運営。

令和5年度は、トラブル事例を増やすなどの一部改修を実施。
サイト閲覧数 23,089 件。

○教材の作成・提供

消費者被害に遭いやすい類型・手法について、県独自教材の作成・提供を行うとともに、SNS等を活用し、情報提供を行う。

令和5年度は、消費者教育動画「消費者トラブルにあわないために」を作成し、SNS(YouTube等)にて広告を実施し、若者やその親世代に対して情報提供を行った（県公式YouTube再生数：約7.8万）（9月末現在）。

○啓発チラシ等の作成・配布

巻き込まれやすいトラブル事例に関するチラシ等を提供を行う。

啓発チラシ「あま〜い誘いにご用心」を県内の各学校に対して、配布し情報提供を行った。

○各学校に対しての情報提供

各学校に対して、消費者教育に関する教材提供を行う。

令和5年度は、「騙されない為の教科書」を県内の高校全61校へ配布し、詐欺や悪質商法の実態、被害に遭わないための対応などについて周知した。また、消費者教育動画「消費者トラブルにあわないために」を各学校に対して情報提供しました。

③大学、専門学校等

○消費者啓発講座の実施

県消費生活センターの消費生活相談員を大学等へ派遣する。

令和５年度は、５校へ講師を派遣し、658 人が参加。

○パンフレットの配布

啓発パンフレットを配布し、県内大学へ情報提供を図る。

令和５年度は、和歌山大学等において、新入生に向けて消費者庁作成の「気を付けて！悪質商法」を配布。

○教材の作成・提供（再掲）

消費者教育教材を作成し、県内大学へ提供を行う。

（２）地域社会

①地域

○生活教養講座の実施

県消費生活センターにおいて、生活情報や災害に備える知識など、幅広く学べる生活教養講座を開催する。

令和５年度は、８回実施し、１５７人参加。

○消費者啓発講座の実施

県消費生活センターにおいて、地域に出向いて消費生活相談員による消費者啓発講座を実施する。

令和５年度は、１５回実施し、８００人参加。

○金融広報アドバイザー講師派遣

令和５年度は、１７箇所において、１７回実施。

○見守りネットワーク構築の支援

県内の市町村においての見守りネットワーク（消費者安全確保地域協議会）の構築を支援する。

令和５年度は、市町村を訪問し設置を促した。また、１２月に見守りネットワークの設置を促す講座を国民生活センターと共同で開催。
令和６年４月、新たに紀美野町にて設置。

※現在の設置数 12 市町

②家庭

○消費生活サポーターを通じた情報提供

消費生活サポーターを通じ、消費生活に関する情報を地域住民に提供。

情報誌「くらしのとびら」（春・夏・秋・冬 年4回）を各20,000部を作成・配布し情報提供。

○生活教養講座の実施（再掲）

消費生活センターにおいて、生活情報や災害に備える知識など、幅広く学べる生活教養講座を開催する。

（３）職域

○消費者教育教材等の情報提供

令和5年度は、県内企業に対して、事業者向けの消費者教育教材について情報提供を行った。

施策２ 関係機関との連携・協働

（１）教育行政分野や福祉行政分野など県関係機関との連携

①教育行政分野との連携

○学校関係者を対象とした消費者教育研修の実施

教員が自ら消費者教育に関する取組を授業に取り込むために必要な知識を習得するため、学校関係者を対象とした専門研修を実施する。

令和5年度は、教員向け消費者教育セミナーを12月27日に開催し、学校関係者58人が参加。若者の消費者トラブルの現状や新学習指導要領を踏まえた消費者教育の展開について、研修を実施した。

②福祉行政分野との連携

○県消費者被害防止ネットワークによる情報提供

国民生活センター発行の「見守り新鮮情報」を24構成団体に29回情報提供。

③その他、消費者教育関連分野との連携

○消費啓発講座（食品ロス）の実施

食品ロスをテーマとした出前講座を5か所、229名に対し実施。

（２）消費者団体、専門士業団体、事業者等との連携

○（再掲）生活教養講座等の実施

消費者団体・専門士業団体・事業者等に講師を依頼して実施。

○事業者の消費者市民社会の形成に関する取組との連携

令和５年度は、県内企業に対して、消費者庁主催の消費者志向経営優良事例表彰や従業員向けの消費者教育教材や出前講座について、情報提供を行った。

○関係団体の取組（資料５のとおり）

（３）災害時、非常時における消費行動の情報提供と関係機関との連携

○団体等と連携し、消費者としてよりふさわしい行動を考える情報の発信

金融経済講演会において、消費者庁作成の「消費者が意見を伝える際のポイント」を配布。

施策３ 消費者教育の担い手の育成

○消費生活サポーターの育成と活動支援

地域において、地域の見守りや知識を広げる担い手となる消費生活サポーターを育成する。

消費生活サポーター登録人数 245 名（令和６年８月 31 日現在）
令和５年度は、注意喚起情誌等毎月提供するとともに、消費生活サポーターの役割や活動方法について記載した消費生活サポーター手帳を作成・配布。

○消費生活相談員の養成

地域において、消費者に適切なアドバイスをする消費生活相談員を養成するための講座を開催する。

令和５年度は、７、８月の１３日間で実施し、１６名が受講。
令和６年度は、７、８月の１３日間で実施し、２１名が受講。

○教員に対する専門研修事業

県教育センター学びの丘において、教員を対象とした専門研修を実施。

令和5年度

「効果的なICTの授業活用研修」、「食に関する指導に係る研修」

「食中毒の予防に係る研修」、「食育に関する実践発表、講義・演習」

施策4 市町村の取組支援

○地方消費者行政強化交付金を活用した市町村が実施する消費者教育等の
取組に関する財政支援

○市町村消費生活相談員の研修や消費者行政担当者に対する研修

市町村相談員OJT研修を開催。

消費者行政担当者 初任者研修、実務研修、専門研修を開催。